



まだ暑い日が続きます。体調にお気をつけてお過ごしください。
 8日 白露, 9日 重陽, 10日 十五夜, 19日 敬老の日, 23日 秋分の日

1. September 改正情報

① 厚生労働省は、改正育児・介護休業法により「産後パパ育休」(出生時育児休業)、「育児休業の分割取得」等が10月1日から施行されることから、制度をPRするための周知広報を今月から実施します。「男性の育児休業取得促進シンポジウム」や各種セミナーを開催するとともに、都道府県労働局では、改正育児・介護休業法説明会の実施、育児休業・産後パパ育休に関する「特別相談窓口」の設置を予定しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27491.html

② 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分(10月末納付)からです。標準報酬等級が変更となった方のみ、保険料が変更になります。また、7月・8月・9月の月額変更者はそちらが優先されます。

③ **2022年度の全国の最低賃金** 全国平均で31円引き上げ。愛知県 955円⇒**986円**、岐阜県 880円⇒**910円**、三重県 902円⇒**933円**
 東京 1072円、千葉県 984円、福井県 888円
 10月から改定見込みです。

引き上げ額	各都道府県の最低賃金改定の答申状況
33[+3]	岩手(854)、鳥取(854)、島根(857)、高知(853)、沖縄(853)
32[+2]	山形(854)、愛媛(853)、佐賀(853)、長崎(853)、熊本(853)、大分(854)、宮崎(853)、鹿児島(853)
32[+1]	茨城(911)、山梨(898)、兵庫(960)
31[+1]	北海道(920)、青森(853)、秋田(853)、新潟(890)、山口(888)、徳島(855)
31[±0]	栃木(913)、千葉(984)、東京(1072)、神奈川(1071)、埼玉(987)、静岡(944)、長野(908)、富山(908)、愛知(986)、三重(933)、大阪(1023)、滋賀(927)、京都(968)、広島(930)
30[±0]	宮城(883)、福島(858)、群馬(895)、石川(891)、福井(888)、岐阜(910)、奈良(896)、和歌山(889)、岡山(892)、香川(878)、福岡(900)

④ 雇用保険 8月1日より基本手当日額は変更されました。昨年は大幅下げでしたが、今年は上がっています。最高額は以下ようになります。

- []内は目安からの上乗せ額。()内は改定後の時給。単位は円
- (1) 60歳以上 65歳未満 7,096円 → 7,177円 (+81円)
 - (2) 45歳以上 60歳未満 8,265円 → 8,355円 (+90円)
 - (3) 30歳以上 45歳未満 7,510円 → 7,595円 (+85円)
 - (4) 30歳未満 6,760円 → 6,835円 (+75円)
 - ・基本手当日額の最低額は引上げ 2,061円 → 2,125円 (+64円)

※ (労働者分保険料率) 健康保険 **49.65** (愛知) / 1000、介護保険 **8.2** / 1000
 厚生年金保険 **91.5** / 1000 雇用保険 **3** / 1000 (建設業 **4** / 1000)

2. 名言名句

「人生は自転車に乗ることに似ています。バランスを保つためには、

動き続けなくてはならないのです」

アルバート・アインシュタイン

3.法改正等ワンポイント

	産後パパ育休 (R4.10.1~) 育休とは別に取得可能	育休制度 (R4.10.1~)	育休制度 (現行)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで※1	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能	分割して 2回取得可能	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合 に限り、労働者が合意した範 囲※2で休業中に就業すること が可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の 延長		育休開始日を 柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に 限定
1歳以降の 再取得		特別な事情があ る場合に限り 再取得可能※3	再取得不可

★今後、子どもの出生後8週以内の男性の育児休業は、産後パパ育休としても、育児休業としても取得でき、その選択は従業員の自由とされています。よって、どちらとするか不明確な申出があった場合には、会社から従業員に確認することになります。今回の改正で従業員の育児休業の取得方法の選択肢は増えることになります



4. 統計・情報

- ① 総務省は8月25日、マイナンバーカードの申請件数が人口の50%を超えたと発表した。8月23日時点の申請率は50.1%で、交付率は47.0%。同省はさらなる普及促進に向け「自治体マイナポイント」事業を全国展開するための関連経費12億8,000万円を23年度予算概算要求で計上する。
- ② エン・ジャパンは7月29日、「副業」に関する意識調査結果を発表した。「副業を希望している」と回答した人は60%（強く希望している25%、やや希望している35%）、2020年10月調査より11ポイント増加。副業を希望している理由は「収入を増やしたいため」が87%、希望する収入額は「月3万円～5万円未満」(32%)が最多。<https://corp.en-japan.com/newsrelease/2022/30263.html>
- ③ マイナビは8月4日、「新入社員の意識調査(2022年)」を発表した。今の会社であと何年くらい働か尋ねたところ、「3年以内」(23.8%)、「4～5年」(13.8%)、「5～10年」(8.9%)で、10年以内に約半数が退職予定となった。今の会社で働き続けられない理由は、男性は「転職でキャリアアップしていきたいから」(33.9%)が、女性は「ライフステージに合わせて働き方を変えたいから」(43.6%)が最多。https://www.mynavi.jp/news/2022/08/post_34624.html
- ④ 政府は8月23日、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業手当の一部を企業に助成する雇用調整助成金(雇調金)の特例措置について、縮小する方向で調整に入った。新型コロナで経営が特に厳しい企業などに対し、現行は従業員1人当たり1日1万5000円を上限(業況特例、地域特例の場合)に助成しているが、雇用情勢の改善を受けた減額で、業況・地域特例について初めて見直し、10、11月の日額上限について1万2000円に引き下げ。助成率は現行のまま据え置く方針。また、こうした特例制度以外で実施している助成措置についても、現行9000円の日額上限を8355円に引き下げ、支給要件も一部縮小する方向で検討している。

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

気が付けば9月という感じが致します。コロナ、猛暑、ゲリラ豪雨、ロシア・ウクライナ戦争、いつになったら終わるのか……。先月、岸田首相もコロナ感染、愛知県も累計100万人を超えていて、県民の7.5人に1人は感染していることとなります。人口の60%が感染すれば「集団免疫」ができ、残りの40%は感染しないという理論もあるようですが、とにかく収束方向の兆しだけでも見えることを願うばかりです。

来月に最低賃金の引上げが予定され、愛知県ではいよいよ時給1000円に近づきました(986円)。40年前、学生アルバイトの時給が500円台だったと記憶しています。それに比べますと倍近くになってきています。ところが、大卒初任給はそんなに変わっていない感じでコレ如何に！いずれにしても、電気料金はじめ食料品の値上げが続きますので、賃金の引上げは歓迎ですが企業の人件費負担増も厳しいものになります。国には確実にセーフティネットを整備してもらわないと困ります。さて、税金投入の国葬の賛否はいかに？ (S)